

「喫煙の健康影響に関する検討会報告書原案」の執筆要領（案）

（1）全体方針

- ① たばこの健康影響（第2章）については、喫煙と疾患との因果関係について体系的な評価を行う。体系的な評価の方法は、米国 Surgeon General 報告に準拠する（「十分」、「示唆的だが十分でない」、「不十分」、「因果関係がないことを示唆」の4段階）
- ② 経済損失（第1章の一部）およびたばこ対策（第3章）についても、可能な限り各章共通の体系的な結論を記述する。
- ③ たばこの健康影響、経済損失、およびたばこ対策については、原則として、日本または海外の「総括報告」（（2）で詳述）の内容を記述する。参照すべきシステムティック・レビューがある場合は「総括報告」に準じた扱いとする。これらの参照すべき文献がない場合は（経済影響など）、シングルレポートの研究結果を記述する。
- ④ たばこ製品の現状（第1章）については、「喫煙と健康 - 喫煙と健康問題に関する検討会報告書」（2002年）と同様に、政府統計や国際機関の統計などを参照して記述する。

（2）執筆上の注意点

- ① 科学的事実について引用文献を明確にすること。
- ② 引用文献は、「総括報告」、あるいはシステムティック・レビューなど複数の研究成果を統合したものを優先すること。
- ③ たばこの疾患別健康影響（第2章第4節～第8節）およびたばこ対策（第3章）については、国際的な評価や動向についても触れること。
- ④ 著作権で保護されている可能性がある図表はできるだけ引用のみとすること。やむをえず使用する場合は出典を明記すること。

（3）たばこの疾患別健康影響（第2章第4節～第8節）の段落構成

- ① 疾病の概要、記述統計など
- ② 国際的な評価のまとめ
- ③ 国内の評価のまとめ
- ④ 証拠の統合
- ⑤ 結論

（4）たばこ対策各論（第3章第2節～第8節）の段落構成

- ① わが国の状況
- ② 国際機関による評価
- ③ 各国の状況
- ④ 推奨される対策